

長野県と中部電力ミライズ株式会社との包括連携協定書

長野県（以下「甲」という。）と中部電力ミライズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲の“しあわせ信州の実現”と、乙の“人と社会のつながりを、幸せのエネルギーに”というそれぞれの理念に共感し、未来を見据えた持続的な地域社会の発展を目指して、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応するとともに、再生可能エネルギーを活用した各種エネルギー・サービスや地域交通、水道、資源循環等の社会インフラに関するノウハウの活用を通じ、活力あるサステナブル社会の創造を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組む。

- (1) エネルギー全般に関すること
- (2) サステナブルなライフスタイルの推進に関すること
- (3) 地域課題解決のためのスマートな地域づくりに関すること
- (4) 上下水道事業の効率化・広域化に関すること
- (5) その他、社会課題解決に資する持続可能な地域づくりに関すること
（官民連携体制の構築に向けた検討など）

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙のグループ会社に実施させることができる。

5 甲及び乙は、本契約の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。なお、この遂行において発生した損害については、甲及び乙は、相手方の故意又は重過失がない限り、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年（2028年）3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに甲乙双方により連携の方向性を確認し合意があった場合は任意の期間を更新できるものとする。

(協定の解除及び終了)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定期の2か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。この場合、甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除について、何らの損害の賠償を求めることはできないものとする。

2 天災地変等、甲乙いずれの責に帰すことのできない事由により本協定の目的が達成できなくなった場合は、本協定は終了するものとする。この場合、甲及び乙は、相手方に対して、損害の賠償を求めることはできないものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者（乙のグループ会社を除く）に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年（2025年）10月9日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県知事

乙 愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力マイズ株式会社
代表取締役
社長執行役員